

平成30年度

ゴールド集落自主活動支援補助金

評価表 NO.

8

所管部課名	企画政策部 地域政策課		担当者	菊池 克彦			
事務事業名	ゴールド集落活性化事業						
根拠法令	薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則、薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付要領						
補助経過年数	6年以上10年以下						
平成30年度 予算額	13,200 千円	国県支出金 千円	一般財源 13,200 千円	その他 千円	その他の内容		
	指標名		目標値		目標年度		
成果指標①	ゴールド集落等の活性化と課題解決		ゴールド集落等全地域		35年度		
成果指標②	ゴールド集落等に居住する住民の生活環境の整備促進		ゴールド集落等全地域		35年度		
補助対象者	自治会（ゴールド集落、特例ゴールド集落のうち、自主的に地域活性化に取り組むことを申し出た自治会）						
補助対象経費	- 自治会が地域活性化に取り組むために直接必要とする経費 - 役員報酬等の人件費、自治公民館等の管理運営費を除く。						
補助対象事業・活動の内容	地域の活性化のために計画を立てて行う自主的な事業（活動）						
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他					
補助金額又は補助率	ゴールド集落：補助対象経費の9/10以内の額で12万円が上限 事業費が5万円未満の場合は10分の10を助成 特例ゴールド集落：補助対象経費の9/10以内の額で10万円が上限 ※ゴールド集落、特例ゴールド集落全て1,000円未満の端数切捨て						
上記項目の 積算方法							
補助 過去 3年 の 事業 （団 体） 等 の 決 算 状 況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	自己資金	0		0		0	
	会費収入						
	事業収入						
	寄付金・その他助成						
	市補助金						
	（前年度繰越金）						
	計	0				0	
	事業費						
	人件費						
	その他事務費						
	（翌年度繰越金）						
	計	0		0		0	
	支出計/前年度支出計						
	自己資金/前年度自己資金						
	翌年度繰越金/市補助金						
特記すべき事項等	交付件数	87		103		120	
	成果指標の推移①	130		142		156	
	成果指標の推移②	130		142		156	
	【前回評価】	平成27年度「見直しの上で継続：補助内容の改善」					
	【前回評価への回答】	・ゴールド集落関連の補助金について、関連する補助金を把握した上で、ゴールド集落重点支援地区補助金との統合を視野に補助内容の改善を検討されたい。 ・28年度に制度見直しを行い、経営会議で了承を得たが、最終的には市長判断により現行のまま制度継続となった。					
【事業のPR方法】	広報紙、自治会運営説明会						
	【費用対効果】						
	【補助事業以外の事業】	特になし					
	【その他】	ゴールド集落活性化条例は、平成32年3月31日に失効する。その時点で改めて定義（年齢引き上げ、人口割合など）の見直しなどを行う。					

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	高齢化率が高くなり、生活環境の整備など集落機能を維持するための人材や活動資金にも苦慮しているの で、ゴールド集落の活性化に繋がっている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	ゴールド集落の住民が自ら行う活動に支援をしている。 地域的ハンディの克服の観点から、行政の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	住民自らが行う活動に補助を交付し、ゴールド集落の活性化と市民の活動の底上げになっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	行政以外の支援は期待できない。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金交付規則に明記されており、妥当性を欠く水準となっていない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	平成32年3月31日に「薩摩川内市ゴールド集落活性化条例」は失効し、見直しを検討する。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	ゴールド集落全体の活性に繋がっており、公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	ゴールド集落の様々な自主的活動への補助金の交付で、活動資金が不足する集落においては、適当な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助金交付規則に明記されている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ☐現状のまま継続 ☒見直しの上で継続 ⇒今後の方向性☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☒補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 《上記方向の理由》 周辺地域の過疎・高齢化が進む状況では、継続して支援する必要があるが、対象自治会が年々増加している。補助内容の見直しが必要である。	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
			《今後の改革の方向性》 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		《まとめ》

平成29年度 ゴールド集落自主活動支援補助金

No.	ゴールド集落名	地区コミ名	事業費	決定額	備考
1	川底中	水引	140,000	120,000	
2	長野	吉川	101,000	90,000	
3	皿山	平佐西	134,000	120,000	
4	網津中	水引	160,000	120,000	
5	都合	陽成	144,000	120,000	
6	砂岳	水引	107,000	96,000	
7	小川	城上	134,000	120,000	
8	西上手	水引	132,800	119,000	
9	楠元中	平佐東	145,000	120,000	
10	内門	湯田	199,000	120,000	
11	上大迫	陽成	140,000	120,000	
12	浦小路	西方	150,000	120,000	
13	麓上	清色	95,000	85,000	
14	山田小原	永利	94,000	84,000	
15	松菌	西方	166,000	120,000	
16	東大谷	隈之城	130,000	117,000	
17	菊地田	轟	112,000	100,000	
18	湯之元	湯田	135,000	120,000	
19	山ノ口	南瀬	151,250	120,000	
20	十原	寄田	47,800	47,000	
21	宇都川路	吉川	49,000	49,000	
22	楠元下	平佐東	168,000	120,000	
23	山下	大馬越	133,000	119,000	
24	原	藤川	140,000	120,000	
25	向江園	南瀬	143,930	120,000	
26	草渡	大馬越	96,320	86,000	
27	木屋園	平佐東	119,403	107,000	
28	宇都	水引	146,000	120,000	
29	麓	峰山	47,500	47,000	
30	新田	寄田	100,000	90,000	
31	前向	寄田	95,000	85,000	
32	長野	平佐東	112,665	101,000	
33	中	黒木	110,000	99,000	
34	川底上	水引	170,000	120,000	
35	一条殿	陽成	128,206	115,000	
36	本馬場	滄浪	40,000	40,000	
37	加治屋	滄浪	38,000	38,000	
38	松岡	陽成	158,000	120,000	
39	本町	副田	174,800	120,000	
40	堀	藤川	135,000	120,000	
41	東手	水引	137,500	120,000	
42	久住	平佐東	140,000	120,000	
43	戸田	平佐東	125,000	100,000	特例
44	三田	湯田	151,000	120,000	
45	浜	子岳	49,000	49,000	
46	鳥丸上	鳥丸	163,050	120,000	
47	天神	寄田	135,000	120,000	
48	水戸	八重	135,000	120,000	
49	伊勢美山	湯田	165,500	120,000	
50	長崎	峰山	99,000	89,000	特例
51	新町	副田	130,000	117,000	
52	城ヶ原	南瀬	102,980	92,000	
53	滝間	上手	140,000	120,000	
54	小倉	亀山	150,000	120,000	
55	吉川	吉川	135,000	120,000	
56	下之段	吉川	57,000	51,000	
57	白浜	峰山	203,000	120,000	
58	下町	西方	145,000	120,000	
59	馬頃尾	大村	137,500	120,000	
60	西川内	八幡	136,100	120,000	

No.	ゴールド集落名	地区コミ名	事業費	決定額	備考
61	上	西山	109,000	98,000	
62	下	西山	109,000	98,000	
63	菌上	里	100,000	90,000	
64	湯ノ浦上	水引	140,000	120,000	
65	小牧	黒木	140,000	120,000	
66	高貫	隈之城	135,000	120,000	
67	長野下	大馬越	156,000	120,000	
68	下牛鼻	藤本	91,000	81,000	
69	上段後	市比野	92,740	83,000	
70	笹原	市比野	110,940	99,000	
71	城後	市比野	165,492	120,000	
72	鍋原	樋脇	87,400	78,000	
73	田代	樋脇	33,000	33,000	
74	大平	藤本	136,400	100,000	特例
75	葛蒲ヶ段	藤本	150,000	120,000	
76	上藤本	藤本	143,800	120,000	
77	子田形	樋脇	25,000	25,000	
78	上牛鼻	野下	100,000	90,000	
79	笹ヶ迫	樋脇	134,000	120,000	
80	平田	樋脇	67,000	60,000	
81	永田	清色	15,000	15,000	
82	東上手	水引	140,000	120,000	
83	日の出	朝陽	48,105	43,000	特例
84	蒲生原	朝陽	148,400	120,000	
85	高牧	永利	41,000	41,000	
86	笹野	南瀬	135,000	120,000	
87	太平橋四丁目	川内	74,000	66,000	
88	井上	水引	70,000	63,000	
89	港	手打	70,000	63,000	特例
90	太平橋三丁目	川内	70,000	63,000	
91	上	峰山	65,600	59,000	
92	瀬戸	平佐東	138,600	120,000	
93	草道上	水引	90,000	81,000	
94	大小路中央街	可愛	153,000	120,000	
95	古里	山田	139,727	120,000	
96	上之原	樋脇	100,000	90,000	
97	向田代	樋脇	28,000	28,000	
98	上高江	峰山	130,000	100,000	特例
99	内之尾	大馬越	149,600	120,000	
100	中津俣	藤川	110,000	99,000	
101	本俣	藤川	103,230	92,000	
102	瀬尾	青瀬	135,430	120,000	
103	原	朝陽	134,000	120,000	
104	鹿島南	鹿島	104,000	93,000	
105	浜田	水引	240,000	120,000	
106	大塚	南瀬	90,000	81,000	
107	小豆迫	大馬越	106,800	96,000	
108	平木場	朝陽	96,000	86,000	
109	中武	上手	155,000	120,000	
110	桑之浦	上甌	90,000	81,000	
111	小島	上甌	135,000	120,000	
112	中野	上甌	141,200	120,000	
113	平良	上甌	200,000	120,000	
114	瀬上	上甌	108,000	97,000	
115	上甌町江石	上甌	191,400	120,000	
116	向江原	南瀬	115,000	100,000	
117	芦浜	長浜	135,000	120,000	
118	山田下	山田	139,500	120,000	
119	大久保	藤川	145,000	120,000	
120	松山	清色	277,000	120,000	
			14,542,668	12,004,000	

平成28年度 ゴールド集落自主活動支援補助金

No.	ゴールド集落名	地区コミ名	事業費	決定額	備考
1	大小路中央街	可愛	146,293	87,000	
2	皿山	平佐西	155,733	120,000	
3	楠元下	平佐東	166,103	120,000	
4	戸田	平佐東	179,572	120,000	
5	木屋園	平佐東	118,567	92,000	特例
6	瀬戸	平佐東	140,817	120,000	
7	長野	平佐東	36,000	36,000	
8	久住	平佐東	139,216	120,000	
9	高貫	隈之城	138,701	120,000	
10	高牧	永利	47,000	47,000	
11	砂岳	水引	130,669	117,000	
12	湯ノ浦上	水引	162,573	120,000	
13	東手	水引	119,496	107,000	
14	網津中	水引	154,963	120,000	
15	宇都	水引	156,209	120,000	
16	東上手	水引	140,863	120,000	
17	西上手	水引	113,626	99,000	
18	井上	水引	49,000	49,000	
19	川底上	水引	155,550	120,000	
20	川底中	水引	140,495	120,000	
21	草道上	水引	146,478	120,000	
22	浜田	水引	473,527	340,000	
23	白浜	峰山	106,707	96,000	
24	麓	峰山	43,421	43,000	
25	長崎	峰山	47,341	47,000	
26	本馬場	滄浪	41,598	36,000	
27	十原	寄田	45,150	45,000	
28	前向	寄田	61,927	55,000	
29	天神	寄田	104,959	94,000	
30	新田	寄田	100,825	90,000	
31	土川	寄田	49,700	49,000	
32	西川内	八幡	140,400	120,000	
33	小川	城上	134,564	120,000	
34	一条殿	陽成	132,482	119,000	
35	都合	陽成	138,258	111,000	
36	松岡	陽成	148,690	120,000	
37	長野	吉川	100,127	90,000	
38	吉川	吉川	49,545	49,000	
39	宇都川路	吉川	49,677	49,000	
40	下之段	吉川	57,658	51,000	
41	湯之元	湯田	135,160	120,000	
42	伊勢美山	湯田	155,886	120,000	
43	内門	湯田	162,125	120,000	
44	三田	湯田	141,074	120,000	
45	松藪	西方	165,570	120,000	
46	浦小路	西方	147,443	120,000	
47	下町	西方	145,747	120,000	
48	大平	藤本	135,651	120,000	
49	上藤本	藤本	134,558	120,000	
50	菖蒲ヶ段	藤本	147,100	120,000	
51	下牛鼻	藤本	91,299	80,000	
52	上牛鼻	野下	100,779	90,000	

No.	ゴールド集落名	地区コミ名	事業費	決定額	備考
53	城後	市比野	157,651	120,000	
54	笹原	市比野	87,809	79,000	
55	鍋原	樋脇	80,845	71,000	
56	平田	樋脇	42,636	42,000	
57	田代	樋脇	28,512	28,000	
58	向田代	樋脇	28,415	25,000	特例
59	上之原	樋脇	55,568	49,000	
60	庄内	樋脇	22,214	22,000	
61	子田形	樋脇	38,539	38,000	
62	笹ヶ迫	樋脇	134,774	120,000	
63	新町	副田	63,651	47,000	
64	永田	清色	28,080	13,000	
65	麓上	清色	78,996	71,000	
66	平木場	朝陽	122,902	108,000	
67	舟越	朝陽	117,572	100,000	特例
68	日の出	朝陽	141,048	120,000	
69	内之尾	大馬越	145,975	120,000	
70	小豆迫	大馬越	101,341	87,000	
71	山下	大馬越	125,831	113,000	
72	草渡	大馬越	82,760	74,000	
73	長野下	大馬越	137,176	100,000	特例
74	水戸	八重	133,517	120,000	
75	向江園	南瀬	139,377	120,000	
76	向江原	南瀬	113,106	100,000	
77	大塚	南瀬	77,971	70,000	
78	山ノ口	南瀬	149,901	120,000	
79	笹野	南瀬	136,310	120,000	
80	山田上	山田	242,352	120,000	
81	古里	山田	145,610	120,000	
82	鳥丸上	鳥丸	123,037	95,000	
83	原	藤川	140,162	120,000	
84	堀	藤川	110,410	99,000	
85	大久保	藤川	137,172	120,000	
86	中津保	藤川	122,790	108,000	
87	本俣	藤川	94,151	84,000	
88	中	黒木	110,009	99,000	
89	南	黒木	116,760	100,000	特例
90	小牧	黒木	136,566	120,000	
91	滝間	上手	135,573	120,000	
92	菊地田	轟	102,697	90,000	
93	上甕町江石	上甕	228,298	120,000	
94	平良	上甕	262,216	120,000	
95	小島	上甕	50,786	45,000	
96	瀬上	上甕	147,400	92,000	
97	桑之浦	上甕	55,634	47,000	
98	港	手打	48,425	48,000	
99	浜	子岳	49,210	49,000	
100	上	西山	96,638	86,000	
101	下	西山	99,238	89,000	
102	瀬尾	青瀬	136,190	120,000	
103	鹿島南	鹿島	106,189	91,000	
			11,996,862	9,787,000	

平成27年度 ゴールド集落自主活動支援補助金

No.	ゴールド集落名	地区コミ名	事業費	決定額	備考
1	大小路中央街	可愛	134,343	120,000	
2	皿山	平佐西	151,315	120,000	
3	楠元下	平佐東	148,806	120,000	
4	戸田	平佐東	122,690	110,000	
5	木屋園	平佐東	107,789	96,000	
6	瀬戸	平佐東	150,729	120,000	
7	永野段	隈之城	102,502	92,000	
8	高貴	隈之城	271,487	120,000	
9	高牧	永利	128,000	115,000	
10	砂岳	水引	109,467	98,000	
11	月屋	水引	172,884	120,000	
12	湯ノ浦上	水引	159,958	120,000	
13	東手	水引	128,912	116,000	
14	網津中	水引	158,338	120,000	
15	宇都	水引	166,130	120,000	
16	東上手	水引	143,034	120,000	
17	西上手	水引	98,169	87,000	
18	井上	水引	86,000	77,000	
19	川底上	水引	160,890	120,000	
20	川底中	水引	141,233	120,000	
21	浜田	水引	135,760	120,000	
22	上	峰山	37,941	37,000	
23	上高江	峰山	146,709	120,000	
24	麓	峰山	42,640	42,000	
25	小田	滄浪	46,128	46,000	
26	前向	寄田	27,060	27,000	
27	天神	寄田	129,903	116,000	
28	新田	寄田	100,401	90,000	
29	土川	寄田	134,226	120,000	
30	西川内	八幡	164,000	120,000	
31	小川	城上	134,304	120,000	
32	一条殿	陽成	135,949	120,000	
33	松岡	陽成	146,796	120,000	
34	長野	吉川	100,266	90,000	
35	吉川	吉川	49,015	49,000	
36	宇都川路	吉川	58,808	49,000	
37	下之段	吉川	63,168	49,000	
38	湯之元	湯田	138,751	120,000	
39	伊勢美山	湯田	160,498	120,000	
40	内門	湯田	186,628	120,000	
41	三田	湯田	135,320	120,000	
42	松菌	西方	169,791	120,000	
43	浦小路	西方	135,074	120,000	
44	下町	西方	173,861	120,000	

No.	ゴールド集落名	地区コミ名	事業費	決定額	備考
45	下牛鼻	藤本	89,513	78,000	
46	大平	藤本	112,318	100,000	特例
47	上牛鼻	野下	60,153	54,000	
48	城後	市比野	172,184	120,000	
49	笹原	市比野	92,013	82,000	
50	鍋原	樋脇	78,542	68,000	
51	平田	樋脇	58,445	52,000	
52	上之原	樋脇	103,224	90,000	
53	庄内	樋脇	39,553	39,000	
54	笹ヶ迫	樋脇	134,420	120,000	
55	新町	副田	54,768	49,000	
56	日ノ丸	清色	49,000	49,000	
57	舟越	朝陽	145,000	120,000	
58	平木場	朝陽	101,960	91,000	特例
59	小豆迫	大馬越	101,598	67,000	
60	山下	大馬越	125,855	113,000	
61	長野下	大馬越	146,203	120,000	
62	水戸	八重	105,230	90,000	
63	南瀬下	南瀬	124,530	108,000	
64	向江園	南瀬	146,395	120,000	
65	城ヶ原	南瀬	105,361	94,000	
66	向江原	南瀬	101,727	90,000	
67	山ノ口	南瀬	134,185	120,000	
68	笹野	南瀬	134,941	120,000	
69	山田上	山田	133,586	120,000	
70	古里	山田	135,083	120,000	
71	山田下	山田	113,160	100,000	特例
72	堀	藤川	137,908	120,000	
73	大久保	藤川	153,144	120,000	
74	中津俣	藤川	111,265	90,000	
75	中	黒木	110,000	99,000	
76	南	黒木	134,698	120,000	
77	小牧	黒木	134,007	120,000	
78	滝間	上手	135,544	120,000	
79	上甕町江石	上甕	194,609	120,000	
80	平良	上甕	292,026	120,000	
81	小島	上甕	66,358	59,000	
82	瀬上	上甕	152,168	110,000	
83	桑之浦	上甕	115,119	103,000	
84	浜	子岳	48,052	48,000	
85	上	西山	57,020	51,000	
86	下	西山	58,270	51,000	
87	瀬尾	青瀬	130,000	117,000	
			10524808	8,568,000	

○薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則

平成 22 年 3 月 31 日

規則第 18 号

改正 平成 22 年 4 月 30 日規則第 27 号

平成 23 年 3 月 25 日規則第 22 号

平成 24 年 2 月 1 日規則第 1 号

平成 25 年 3 月 29 日規則第 14 号

平成 25 年 12 月 24 日規則第 63 号

平成 26 年 4 月 1 日規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市ゴールド集落活性化条例（平成 22 年薩摩川内市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定に基づき、並びに薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「基本条例」という。）を実施するため、ゴールド集落活性化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地区コミュニティ協議会 市内の各地区に存する自治会や各種団体をもって組織するコミュニティ協議会で、市長が適当と認めたものをいう。

(2) 自治会 市長が地域住民による自治組織として適当と認めたものをいう。

(3) 特定非営利活動法人等 市内に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人又はボランティア団体で、その構成員が 5 人以上の市民活動団体をいう。

(補助金の種類及び補助対象団体)

第 3 条 補助金の種類は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の右欄に掲げるものを補助対象団体とする。

補助金の種類	補助対象団体
ゴールド集落重点支援地区補助金	自治会

ゴールド集落自主活動支援補助金	自治会
ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金	地区コミュニティ協議会
ゴールド集落支援市民活動補助金	特定非営利活動法人等

（ゴールド集落重点支援地区補助金）

第4条 市長は、条例第2条第1号のゴールド集落のうち、毎年度、当該年度の初日の属する年の1月1日現在（以下「基準日」という。）における高齢化率が60パーセント以上の自治会を重点支援地区に指定し、ゴールド集落重点支援地区補助金（以下「重点支援地区補助金」という。）を交付する。

2 重点支援地区補助金の額は、前項の高齢化率に応じて下表に定める基本額に、毎年4月1日現在において当該自治会に加入する世帯数に1,000円を乗じた額を合算した額とする。

重点支援地区の高齢化率	基本額
60パーセント以上70パーセント未満	20,000円
70パーセント以上80パーセント未満	30,000円
80パーセント以上90パーセント未満	40,000円
90パーセント以上	50,000円

3 基準日以後に自治会が合併した場合における当該年度の重点支援地区補助金については、当該自治会は合併していないものとみなして算出する。

（ゴールド集落自主活動支援補助金）

第5条 ゴールド集落又は条例第2条第2号の特例ゴールド集落のうち、条例第5条の計画を定め、自主的に地域活性化に取り組むことを申し出た自治会に対し、ゴールド集落自主活動支援補助金（以下「自主活動支援補助金」という。）を交付する。

2 自主活動支援補助金の補助対象経費は、当該自治会が地域活性化に取り組むために直接必要となる経費とする。ただし、役員報酬等の人件費（補助対象事業に直接従事する者への賃金を除く。）等当該自治会の管理運営費は除くものとする。

3 ゴールド集落に対して交付する自主活動支援補助金の額は、前項の補助対象経費の総額の10分の9以内の額とし、12万円を限度とする。ただし、前項の補助対象経費の総額が、5万円未満であるときは、その全額を補助するものとする。

4 特例ゴールド集落に対して交付する自主活動支援補助金の額は、第2項の補

助対象経費の総額の10分の9以内の額とし、10万円を限度とする。

5 前2項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

6 基準日以後に自治会が合併した場合における当該年度の自主活動支援補助金については、当該自治会は合併していないものとみなして算出する。

(ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金)

第6条 ゴールド集落を有する地区コミュニティ協議会で、薩摩川内市自治基本条例(平成20年薩摩川内市条例第41号)第24条第1項の地区振興計画に基づき、当該ゴールド集落の活動を支援することを申し出た地区コミュニティ協議会に対し、ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金(以下「地区コミュニティ協議会活動補助金」という。)を交付する。

2 地区コミュニティ協議会活動補助金の額は、当該地区コミュニティ協議会のゴールド集落である自治会の数に50,000円を乗じて得た額とする。

3 地区コミュニティ協議会活動補助金は、ゴールド集落の活動を支援するために直接必要となる経費(当該地区コミュニティ協議会のコミュニティセンター等の管理運営費、役員報酬等の人件費(補助対象事業に直接従事する者への賃金を除く。))は除く。)に充てなければならない。

(ゴールド集落支援市民活動補助金)

第7条 ゴールド集落の活性化及び課題解決のため別表に掲げる公共的な支援活動を行う特定非営利活動法人等に対して、ゴールド集落支援市民活動補助金(以下「市民活動補助金」という。)を交付する。ただし、当該特定非営利活動法人等が当該支援活動の実施に対して、国、県、市又はその他の団体から助成等を受けている場合(助成等を受ける予定も含む。)には、市民活動補助金は交付しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は補助の対象としない。

(1) 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体又は公益を害するおそれのある団体

(2) 地区コミュニティ協議会、自治会などの地縁団体

3 市民活動補助金の補助対象経費は、ゴールド集落の活性化や課題解決に向けた公共的な支援活動に直接必要となる経費とする。ただし、当該特定非営利活動法人等の管理運営費、報酬等の人件費(補助対象事業に直接従事する者への賃金を除く。)及び飲食代は除くものとする。

4 市民活動補助金の額は、前項の補助対象経費の総額の4分の3以内とし、その単年度の限度額は24万円とする。

- 5 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 重点支援地区補助金及び地区コミュニティ協議会活動補助金の交付を受けようとする者は毎年5月10日までに、自主活動支援補助金及び市民活動補助金の交付を受けようとする者は毎年5月31日までに当該補助金の交付申請をしなければならない。

- 2 重点支援地区補助金の交付を受けようとする自治会は、ゴールド集落重点支援地区補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画(実績)書(様式第2号)
- (2) 当該年度の収支予算(精算)書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 自主活動支援補助金の交付を受けようとする自治会は、ゴールド集落自主活動支援補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画(実績)書(様式第2号)
- (2) 当該年度の収支予算(精算)書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 4 地区コミュニティ協議会活動補助金の交付を受けようとする地区コミュニティ協議会は、ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画(実績)書(様式第2号)
- (2) 当該年度の収支予算(精算)書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 5 市民活動補助金の交付を受けようとする特定非営利活動法人等は、ゴールド集落支援市民活動補助金交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画(実績)書(様式第2号)
- (2) 当該年度の収支予算(精算)書(様式第3号)
- (3) 当該特定非営利活動法人等の構成員名簿(様式第7号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条のゴールド集落重点支援地区補助金交付申請書、ゴールド

集落自主活動支援補助金交付申請書、ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金交付申請書又はゴールド集落支援市民活動補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、第4条から第7条に定めるところにより、自治会、地区コミュニティ協議会及び特定非営利活動法人等（以下「自治会等」という。）に対するそれぞれの補助金の額を算定し、ゴールド集落重点支援地区補助金交付決定通知書（様式第8号）、ゴールド集落自主活動支援補助金交付決定通知書（様式第9号）、ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金交付決定通知書（様式第10号）又はゴールド集落支援市民活動補助金交付決定通知書（様式第11号）により、当該自治会等に対し通知する。

2 市長は、市民活動補助金の交付を決定しようとするときは、ゴールド集落支援市民活動補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付さなければならない。

3 前項の審査委員会について必要な事項は別に定める。

4 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を適正に達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

5 市長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、ゴールド集落活性化事業補助金不交付決定通知書（様式第12号）により、当該自治会等に対し通知する。

（交付期限）

第10条 重点支援地区補助金及び地区コミュニティ協議会活動補助金は、当該年度分を毎年度6月15日までに交付する。

（補助事業の内容変更）

第11条 自主活動支援補助金の交付の決定を受けた自治会及び市民活動補助金の交付の決定を受けた特定非営利活動法人等は、当該補助金の交付決定を受けた補助事業の内容について変更しようとするときは、補助金事業計画変更承認申請書（様式第13号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、補助金変更交付決定通知書（様式第14号）により、当該自治会又は当該特定非営利活動法人等に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 重点支援地区補助金の交付を受けた自治会及び地区コミュニティ協議会活動補助金の交付を受けた地区コミュニティ協議会は、毎年度終了後30日以内に、当該年度分として交付を受けた補助金の使途について次に掲げる書類

で、自主活動支援補助金の交付を受けた自治会又は市民活動補助金の交付を受けた特定非営利活動法人等は、補助対象事業完了後15日以内に、ゴールド集落自主活動支援補助金実績報告書（様式第15号）又はゴールド集落支援市民活動補助金実績報告書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1） 当該年度の事業計画（実績）書（様式第2号）
- （2） 当該年度の収支予算（精算）書（様式第3号）
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条のゴールド集落自主活動支援補助金実績報告書又はゴールド集落支援市民活動補助金実績報告書を受理したときは、自主活動支援補助金の交付を受けた自治会又は市民活動補助金の交付を受けた特定非営利活動法人等に対し、関係書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容並びにこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、当該交付すべき補助金の額を確定し、当該自治会又は当該特定非営利活動法人等に通知するものとする。

2 前項の通知は、ゴールド集落自主活動支援補助金確定通知書（様式第17号）又はゴールド集落支援市民活動補助金確定通知書（様式第18号）（以下これらを「確定通知書」という。）により、これを行うものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 前条第2項の確定通知書を受理した当該自治会又は当該特定非営利活動法人等は、補助金の交付請求をすることができる。

2 前項の交付請求をしようとする当該自治会又は当該特定非営利活動法人等は、市長が別に定める請求書に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に請求しなければならない。

（補助金の前金払又は概算払）

第15条 自主活動支援補助金の交付の決定を受けた自治会及び市民活動補助金の交付の決定を受けた特定非営利活動法人等は、当該補助金の前金払又は概算払を受けようとするときは、補助金前金払（概算払）申請書（様式第19号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の補助金前金払（概算払）申請書を受理したときはその内容を審査し、補助金の前金払又は概算払することが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該補助金の交付決定額の範囲内において交付す

ることを決定し、その旨を補助金前金払（概算払）決定通知書（様式第20号）により、当該自治会又は当該特定非営利活動法人等に通知する。

- 3 前条の規定は、補助金の前金払又は概算払する場合について準用する。この場合において、同条第1項中「確定通知書」とあるのは「第15条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

（補助金の返納）

第16条 市長は、自治会等が申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金交付の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返納させることができる。

（成果）

第17条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、ゴールド集落等（ゴールド集落及び特例ゴールド集落をいう。以下同じ。）の活性化と課題解決及びゴールド集落等に居住する住民の生活環境の整備促進とする。

（見直しの期間）

第18条 補助金に係る基本条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

（効果の測定）

第19条 補助金に係る基本条例第4条第2項第1号に定める効果は、ゴールド集落等の活性化や課題解決のための事業の数及び住民の参加数によって測定するものとする。

（その他）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（自主活動支援補助金に係る交付申請期限の特例）

- 2 平成22年度の自主活動支援補助金に係る交付申請期限は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成22年7月10日までとする。

附 則（平成22年4月30日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第22号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月1日規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 14 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 24 日規則第 63 号）

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日規則第 20 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 7 条関係）

番号	支援活動の種類
1	地域安全活動（見守りサービス、通院・買物等の移動サポート等）
2	地域づくりの推進を図る活動（地域行事や都市部との交流事業などのコミュニティ活動の支援等）
3	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動（伝統芸能や教育交流事業などの支援等）
4	経済活動の活性化を図る活動（地産地消の推進のための取組の支援、観光資源の創出・発掘等）
5	環境の保全を図る活動（道路等の清掃、不法投棄パトロール等）
6	その他市長が適当と認める活動

薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則（平成22年薩摩川内市規則第18号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、及び薩摩川内市ゴールド集落活性化条例（平成22年薩摩川内市条例第4号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において用いる用語の意義は、規則において用いる用語の例による。

(自主活動支援補助金に係る補助対象経費)

第3条 規則第5条の規定により交付する自主活動支援補助金に係る補助対象経費は、条例第2条第1号のゴールド集落（以下「ゴールド集落」という。）及び条例第2条第2号の特例ゴールド集落（以下「特例ゴールド集落」という。）が、地域活性化に取り組むために実施する事業に、直接必要となる経費の総額とする。

2 補助対象事業に直接従事する者への賃金は、1時間当たり600円を、1日当たり4,800円を、それぞれ上限とする。ただし、当該賃金が補助対象経費に占める割合は、補助対象経費の10分の5以内とする。

3 参加賞品、景品、記念品やそれらに類するものの補助対象経費に占める割合は、補助対象経費の10分の2以内とする。

4 飲食代は、1行事につき1人当たり1,000円を上限とする。ただし、アルコール飲料については、対象外とする。

5 補助対象事業に直接従事する者への旅費は、交通費のみとする。ただし、補助対象事業において、外部講師を招聘したときは、交通費のほか、宿泊に係る費用についても対象とする。

6 備品購入費は、ゴールド集落及び特例ゴールド集落の活性化のために継続して使用する物品で、その性質若しくは形状を変えずに比較的長期間にわたり使用できるもの又はその性質が消耗性のものであっても、標本、美術品、陳列品その他これらに類するものとして保管するものの購入に係る費用を対象とする。

(地区コミュニティ協議会活動補助金に係る補助対象経費)

第4条 規則第6条の規定により交付する地区コミュニティ協議会活動補助金に係る補助対象経費は、ゴールド集落の活動を支援するために直接必要となる経費の総額とする。

2 補助対象事業に直接従事する者への賃金は、1時間当たり600円を、1日当たり4,800円を、それぞれ上限とする。ただし、当該賃金が補助対象経費に占める割合は、補助対象経費の10分の5以内とする。

- 3 参加賞品、景品、記念品やそれらに類するものの補助対象経費に占める割合は、補助対象経費の10分の2以内とする。
- 4 飲食代は、1行事につき1人当たり1,000円を上限とする。ただし、アルコール飲料については、対象外とする。
- 5 補助対象事業に直接従事する者への旅費は、交通費のみとする。ただし、補助対象事業において、外部講師を招聘したときは、交通費のほか、宿泊に係る費用についても対象とする。
- 6 備品購入費は、ゴールド集落の活性化のために継続して使用する物品で、その性質若しくは形状を変えることなく比較的長期間にわたり使用できるもの又はその性質が消耗性のものであっても標本、美術品、陳列品その他これらに類するものとして保管するものの購入に係る費用を対象とする。

(市民活動補助金に係る補助対象経費)

第5条 規則第7条の規定により交付する市民活動補助金に係る補助対象経費は、ゴールド集落の活性化や課題解決に向けた公共的な支援活動に直接必要となる経費の総額とする。

- 2 補助対象事業に直接従事する者への賃金は、1時間当たり600円を、1日当たり4,800円を、それぞれ上限とする。ただし、当該賃金が補助対象経費に占める割合は、補助対象経費の10分の5以内とする。
- 3 参加賞品、景品、記念品やそれらに類するものの補助対象経費に占める割合は、補助対象経費の10分の2以内とする。
- 4 補助対象事業に直接従事する者への旅費は、交通費のみとする。ただし、補助対象事業において、外部講師を招聘したときは、交通費のほか、宿泊に係る費用についても対象とする。
- 5 備品購入費は、ゴールド集落の活性化のために継続して使用する物品で、その性質若しくは形状を変えることなく比較的長期間にわたり使用できるもの又はその性質が消耗性のものであっても、標本、美術品、陳列品その他これらに類するものとして保管するものの購入に係る費用を対象とする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条から第5条までの規定については、平成26年度以後において交付する自主活動支援補助金、地区コミュニティ協議会活動補助金及び市民活動補助金に適用するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。